



許可番号 00450004578

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 氏 所 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目33番8号
名 日本貨物鉄道株式会社
代表取締役 犬飼 新
〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩



許可の年月日 令和4年3月18日
許可の有効年月日 令和8年11月7日

- 事業の範囲
別表のとおり。
- 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

- 許可の条件
なし
- 許可の更新又は変更の状況
平成13年11月8日許可
平成18年11月8日更新許可
平成23年11月8日更新許可
平成25年7月5日変更許可
平成28年11月8日更新許可
令和3年11月8日更新許可
令和4年3月18日変更許可（「廃水銀等」の追加）
令和4年10月14日変更届（法人代表者変更に伴い許可証書換え）
- 積替え許可の有無 有 ・ (無)
- 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ (無)

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

別表

根拠法令	特別管理産業廃棄物							取扱
令2の4第1号	廃油(産業廃棄物である揮発油類、灯油類及び軽油類)							○
令2の4第2号	廃酸(水素イオン濃度指数(pH) 2. 0以下のもの)							○
令2の4第3号	廃アルカリ(水素イオン濃度指数(pH) 12. 5以上のもの)							○
令2の4第4号	感染性産業廃棄物							○
令2の4第5号	特定有害産業廃棄物							
	イ	廃ポリ塩化ビフェニル(PCB)等						○
	ロ	ポリ塩化ビフェニル(PCB)汚染物						○
	ハ	ポリ塩化ビフェニル(PCB)処理物						○
	ニ	廃水銀等						○
	ホ	指定下水汚泥						○
	ト	廃石綿等						○
	ヘ・チ・ル	廃棄物名 有害物質名	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉍さい ばいじん
		水銀又はその化合物	—	○	—	○	○	○
		カドミウム又はその化合物	○	○	—	○	○	○
		鉛又はその化合物	○	○	—	○	○	○
		有機燐化合物	—	○	—	○	○	—
		六価クロム化合物	○	○	—	○	○	○
		砒素又はその化合物	○	○	—	○	○	○
		シアン化合物	—	○	—	○	○	—
		PCB	—	×	—	×	×	—
		トリクロロエチレン	—	○	○	○	○	—
		テトラクロロエチレン	—	○	○	○	○	—
		ジクロロメタン	—	○	○	○	○	—
		四塩化炭素	—	○	○	○	○	—
		1, 2-ジクロロエタン	—	○	○	○	○	—
		1, 1-ジクロロエチレン	—	○	○	○	○	—
		シス-1, 2-ジクロロエチレン	—	○	○	○	○	—
		1, 1, 1-トリクロロエタン	—	○	○	○	○	—
		1, 1, 2-トリクロロエタン	—	○	○	○	○	—
		1, 3-ジクロロプロペン	—	○	○	○	○	—
		チウラム	—	○	—	○	○	—
		シマジン	—	○	—	○	○	—
		チオベンカルブ	—	○	—	○	○	—
		ベンゼン	—	○	○	○	○	—
		セレン又はその化合物	○	○	—	○	○	○
		1, 4-ジオキサン	—	×	×	×	×	×
		ダイオキシン類	×	×	—	×	×	×
令2の4第6号	ばいじん(輸入廃棄物の焼却施設の集じん施設で集められたもの)							×
令2の4第7号	ばいじん・燃え殻(輸入廃棄物の焼却でダイオキシン類の基準に適合しないもの)							×
令2の4第8号	汚泥(輸入廃棄物の焼却でダイオキシン類の基準に適合しないもの)							×
令2の4第9号	ばいじん(輸入廃棄物)							×
令2の4第10号	燃え殻(輸入廃棄物でダイオキシン類の基準に適合しないもの)							×
令2の4第11号	汚泥(輸入廃棄物でダイオキシン類の基準に適合しないもの)							×
備考								

※令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

※○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの ×：取り扱わないもの